

前回意見への対応について
(会議後、事務局に提出された意見を含む)

資料 3

教育研究内容

	意見	岐阜市の考え方
1	一番に感じたのは、スペシャリストや専門性との言葉がありながら、その専門がどこにあるのかがあまり見えないこと。時代の不透明感が高まる中、高校生はその進路選択において私たちが考えている以上に専門にこだわっている。今の学部名は、仮称だが何を学ぶのかがぼやっとしているので、もう少し明確に出していくべき。【小野委員】	
2	教育の内容についても特色あるものを打ち出していくべき。【廣田委員】	
3	学部の内容がぼんやりしている印象を受ける。アントレプレナーシップなのか、起業教育をやりたいのかどちらか。中高でアントレプレナーシップのマインドを学んでいる学生も増えているので、大学で何が学べるかということには関心があると思う。例えば、近畿大学なら起業、というキャッチフレーズを出しているように、これに強いという特徴をメッセージでしっかり出すことが必要。【河野委員】	
4	しっかり、どういう学生に来てほしいのか？ 像（ペルソナ）は持っておいたほうが良く、そのペルソナに向けたサービス、講義、付属するセンターを作っていけないと、今の学生には、ささらない。【河野委員】	
5	社会共創学部（仮）については、岐大の社会システム経営学環と似た印象を受ける。この時代にあえて新大学を作ること考えると、もう少し違いを明確にしないといけない。【小野委員】	資料4・11、12ページにおいて、委員意見を踏まえつつ、新大学において考える教育研究の専門性及び軸、特色について記載した。
6	情報系（データサイエンス）という分野は、近年非常に人気があり（高校生からも企業からも）注目され、全国で学部再編や新学部設立では増殖している分野であるので、その流行りに乗って大丈夫か、という不安を持つ。この分野は、それ自体が研究目的となる場合（名古屋大学や岐阜大学等の研究系）と、何かしらの社会問題を解決するためのあくまで手段であると捉える場合（実務系大学）があり、新市立大学は後者ではないかと予想される。そのため、その手段は、10年後、20年後も流行り続けているのかという不安。【斎尾委員】	なお、センターなど組織体制への反映、具体的な講義の構成・内容への反映については、基本計画決定後に検討する。
7	データサイエンスの軸をどこに持ってくるか、例えばデザインが良いのかは分からないが、その検討が必要【小野委員】	
8	データサイエンスは今後成長していく前提があると思うが、その中で岐女短が培ってきたデザインや服飾などに、どのようにデザインを生かしていくかは考えないといけない。【杉山委員】	
9	国が情報系分野を推進しており、多くの大学で情報系を充実させている。そのため全国で教員の奪い合いが起きている。それぞれの大学が違いを出しにくいというのが現実的なところで、今後どう展開していくのか推移を見守る必要がある。【杉山委員】	

10	新大学で育てる専門性が分かりにくい。学部名がこれでよい か考える必要がある。【杉山委員】	学部名については、委員意見を踏まえ、より幅広い観点から 更なる検討が必要であると認識したため、基本計画決定後 の正式名称の決定過程において、学生に教育研究の専門 性が明確に伝わる名称の在り方を慎重に検討する。
11	学部名自体は、情報、環境、システム、社会等、ふわつとも やもやした用語を用いることは、将来の柔軟性を持つため （実務系大学は時代変化に柔軟性が必要かと思う）、仕 方ない部分はあると思う。【斎尾委員】	
12	どういった高校生を入学させようとしているのかも明確にすべき である。たとえば経済・経営系を学びたい高校生にとって、 諸々の条件により自宅からの通学を希望するこの地域に居 住する生徒は、まずは名古屋大学を目指す。それが難しい 場合は、岐阜大学にそうした学びがないため名古屋市立大 学あるいは名古屋市内の南山大学等の私立大学を目指す 現状がある。こうした学生を岐阜に留まらせようというのが主な ターゲットであるならば、高校としては岐阜地区であれば、岐 阜、岐阜北、加納、岐山、長良、各務原西など、これに加え て大垣北、大垣東、関、可児、加茂高あたりが主な対象校 かと考えられる。対象とする高校を明確にしておいた方がよ い。【小野委員】	新大学の主なターゲットは、名古屋周辺の大学等に進学し ていた層に新たな進学の選択肢を提示することという点で、 委員と認識を共有している。 将来構想委員会答申においては、「岐阜県では、（中略） 特に学力中間層の進学先が限られているという問題がある」 と議論されてきたところ。 本市の政策として高校名を明示はしていないが、これらの考 え方は、「多様な層の学生に新たな進学先・学び直しの選択 肢を創出する」との文言で表現している。 （資料4・15ページ）
13	グローバル化の取組が見えてこない。言語だけではなく、留学 生の受入れと、交流の機会を意図的に作ること、国際的なセ ンスの育て方を具体化することが必要。【杉山委員】	資料4・18ページにおいて、グローバル化の取組について記載 を追加した。
14	薬大と統合しないことは決定なのか。統合した方が効率化で きる。薬大のブランド力を活かすべき。ブランド力を活かさない のはもったいない。【廣田委員】	資料4・24ページにおいて、本市が1法人2大学の方針を判 断した理由及び将来的な検討の在り方について記載した。 岐阜薬科大学のブランド力の活用という点については、1法 人下において、新大学との教育研究リソースの共有や、法人 一体としての対外PR等の形で生かしていく。
15	市が二つの大学を持つ中、薬大のことが何も書かれていない ことが、市民には不自然に見えるのではないか。現段階にお いての統合は難しいのかもしれないが、そうだとすると、少なく とも、将来の検討としても薬大についても何かしらを書くべきで はないか。【小野委員】	
16	薬大との統合は今すぐというのは難しい。将来的な話として一 法人のもとで議論していくことは考えられる。【杉山委員】	
17	市立薬大との統合を併行して検討しないことへの丁寧な説 明が必要なのでないかと考える。例えば、短期的（5-10年 程度）は岐女短大再生期、長期的には他の市立高校や 市立大学との融合も検討していく、等。【斎尾委員】	
18	市岐商と連携するだけでなく、例えば附属高校にするとか、 何か付加価値が必要。【廣田委員】	新大学に望まれる高大連携の対象は、特定の高校に限らな いとの観点から、高大連携の項目において市岐商に限定した 記載を削除した。（資料4・20ページ） 本市の政策としては、市立教育機関間の一貫性確保が必要 であると考えていることから、政策の項目においてその旨を 記載した。 （資料4・9、10ページ）
19	現在、少子化が想像を超える速さで進む中、これからの高校 の在り方については県全体で考えなければならない時期に來 ている。市にとって市岐商が大事なものは分かるが、そうした時 期に市岐商との連携を書くのは、他の高校から見ても市民か ら見てもネガティブに見える可能性が高いのではないか。少な くとも、市岐商については言及しない方が良いと考える。【小 野委員】	

地域・産業界との連携

	意見	岐阜市の考え方
20	商工会議所としては企業の活性化、市のまちづくりに結びつくものとなってほしい。【廣田委員】	基本計画素案に記載のとおり、新大学が地域経済活性化や本市のまちづくりに寄与するものとなることは重要と考えている。（資料4・7～10ページ）
21	地域の企業への就職につながるメッセージを出すような支援センターがない。就職に強いというようなメッセージをしっかりと出していくことが新大学を選択することにつながるのではないか。【河野委員】	地域企業への就職支援や、その強みを分かりやすくメッセージとして伝える必要性について、委員と認識を共有している。なお、センターにおける就職支援機能の充実など組織体制への反映については、基本計画決定後に検討する。
22	高大連携も含め、リカレントなど一般の人も含めた教育とするのも一つ。プロトタイプづくりで地域企業との連携や商品の実証実験で商店街を活用するなど、キャンパス内に留まらない、市民も共に学ぶ場、海外で言うコミュニティカレッジも視野に入れることが重要。【河野委員】	基本計画素案に記載のとおり、地域企業との連携やそれに基づいた学生の実践、リカレント教育を含む市民参加の学びは重要と考えている。（資料4・7～10ページ）

キャンパス・まちづくり

	意見	岐阜市の考え方
23	市中心部への移転をするのであればそれはそれで本当によいことだと思う。4年制で男女共学化というのもそれに付随していくことかと思う。【廣田委員】	引き続き、本市中心部への移転を優先して検討する。
24	キャンパス整備は、これからの時代、必ずしも特定の敷地という必要はなく、街の中心市街地に、空き建物や空き敷地を利用しながら点々と存在する方法もあると考える。県立ではなく、市立大学であることを活かして、市の都市再生整備等と絡めてやる方法もある。市の企画課が主導しているのであれば、関係部局との横繋ぎをしながら、時間はかかるかもしれないが、まちづくりの一環としてキャンパス整備をしていくことが、市民の賛同を得られる方法かもしれない。 大学設置基準の柔軟性について基準を確認したところ、少なくとも、グランド設定は緩和されている。そうであるならば、設置基準には縛られることなく、「開かれた大学として、地域の住民など、学生と教職員以外に開かれた公共性のある空間として」を大事にしながら立地や空間整備を検討していくとよい。（添付参考） 例えば、トリノ工科大学は、中心となるビルキャンパスの他、トリノ駅の操車場後、工場跡、城郭跡、等を大学の用途として整備していき、市内中心部の都市再生とセットでキャンパス整備をしている。元来、12世紀以降、欧州で発生した大学は都市の中心市街地の中から生まれ、増殖していったもの。キャンパス敷地を隔離して整備したのは18世紀以降（米国）の郊外キャンパスであり歴史上は最近のこと。市立大学であれば、市のまちづくりや都市再生の将来計画に乗っかる方向性もあり得るのではないか。【斎尾委員】	資料4・26ページにおいて、都市全体をキャンパスとする本市の考え方と、メインキャンパスとして機能する施設を設ける方針について記載した。

25	空間整備（施設整備計画）については、躯体は50年100年利用することができるので、数十年後の転用も検討した計画も必要になるかもしれない。【斎尾委員】	施設整備については、既存施設改修を含めて検討中であるため、具体的な立地が決まった段階で、数十年先を見据えた計画の要否を検討する。
26	岐阜市内の学生だけでなく、岐阜県内の他市町村、愛知県からも学生が集まってくることを想定する場合は、学生寮等の整備も必要となるかもしれない。また、人口縮小社会においては、日本人の18歳人口以外の層を真剣に想定していくことが必要ではないか（社会人、留学生他）。【斎尾委員】	本市として、現時点で学生寮を整備する計画はないが、委員意見を踏まえ、学生の市内居住を支える施策を検討する必要性について記載した。（資料4・26ページ） 基本計画素案に記載のとおり、リカレント教育を含む社会人入学、留学生受入れは、志願者数増加のほか多様性のある教育研究環境の確保の観点から重要と考えている。（資料4・17、18ページ）
27	名古屋から通う学生は名古屋に帰っていくと思われるため、どう岐阜に住ませるかは重要になる。まちの中に若者がいないとまちの活性化にはならない。【杉山委員】	

計画の位置付け・プロセス

	意見	岐阜市の考え方
28	構想として、4年制にする、男女共学にする、立地などいろいろあるが、前提としてどこまでどう決まっているのか、基本計画で根本的に変えるのか、明確に教えてほしい。【廣田委員】	資料2において、これまでの議論を経て打ち出した方針と、今後の基本計画策定において審議いただきたい事項を示した。
29	市の計画は無難にまとめた印象だが、大学をどう減らすかという政策動向の中、新設はよほどの何かがなければできない。市としてどのように政策の中に位置付けていくのかというところが見えていない。市の大きな政策・戦略の中で、もっと必要とされる時代の論点を考え、決めていく体制が必要。【中田委員】	あり方懇談会、将来構想委員会における有識者の議論、及び岐阜市の庁内において企画部局、経済部局、まちづくり部局等において議論してきた経過について、計画に記載した。（資料4・4～6ページ） 引き続き、大局的な政策動向を踏まえた検討が不足している点があれば、準備委員会及び外部ステークホルダーの助言を得ながらこれら庁内の体制において議論していく。
30	現在の計画案では、短期的（5-10年程度）の事項を詳細に検討しているように思えるが、長期的（20年、30年、50年後等）な計画も、短期計画と切り分けて掲載すること（長期計画も想定していることがわかるような計画）が重要になるのではないだろうか。【斎尾委員】	資料4・4～6ページにおいて、本市が目指す将来像と新大学の計画との関係について、これまで議論してきたことが明確となるよう記載した。 基本計画は、施策として取るべき具体的手段をまとめるものであり、それらの具体性と比較して、長期的観点も考慮してきた旨が抽象的となっていることは否定できないが、委員意見を踏まえ、今後の検討において、長期的観点を可能な限り明示していくよう留意する。
31	8年後に開設ということだと、今より更に急激な18歳人口の減少が迫る時期であり、開設3年前ならまだしも、今の状況で学部はこれがよいと決めていいものか。【中田委員】	開設までに要する期間は主として施設整備が要因であり、整備計画を策定する観点でも、現時点で予測し得る範囲内で最善の教育研究内容を決定することが必要である。 一方で、大学設置認可申請内容を固める開設3年前頃までの間、社会経済情勢変化を踏まえた教育研究内容の妥当性について点検・改善を続ける。

大学のキャンパスに求められる機能・役割について（案）

大学分科会大学教育部会では、今回の特区制度の全国化の検討に関連して、大学のキャンパスに求められる機能・役割を以下のとおり取りまとめた。

- キャンパスは、質の高い教育研究活動や、学生支援、学生の発意に基づく様々な活動のために必要な空間を保障するもので、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養するために必要な大学の構成要素である。
具体的には、
 - 質の高い授業を通じた広い知識と高い専門性を育む教育研究活動を支え、学生の学修の定着を図り、高度な学術研究を行う空間として、
 - 多様な資質能力と興味関心、背景を有する学生と教職員等の当該大学の構成員が、集団又は個人で、多様な活動や交流を行う全人的な人格形成を促すために必要な空間として、
 - 開かれた大学として、地域の住民など、学生と教職員以外に開かれた公共性のある空間として、
の機能・役割がある。
- 大学は、幅広い年齢層の多様な学生に教育機会を提供しており、その際、それぞれの学習者のニーズを踏まえた学習環境等を整備している。その中で、学士課程や短期大学の課程の教育については、20歳前後の学生が多く、初等中等教育までの基盤を踏まえ、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培うことが重要であり、そのためにも、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められる。
- 構造改革特別区域推進本部決定による空地・運動場要件の撤廃を行う特区の全国化に際して、空地及び運動場を設置しなくてもよいとする場合は、空地及び運動場を含むキャンパスの機能・役割の意義等を踏まえると、あくまで例外的なものとして考えるべきである。
空地及び運動場を設置しない場合は、予防措置が求められることとなるが、その場合においても、教育研究の場にふさわしいキャンパスを備えることの重要性を認識した上で同等以上の代替措置を講じること及びその情報が公表されることが確実に担保されていることが必要である。

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

※現行条文

（校地）

第三十四条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

- 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。
- 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場等）

第三十五条 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。